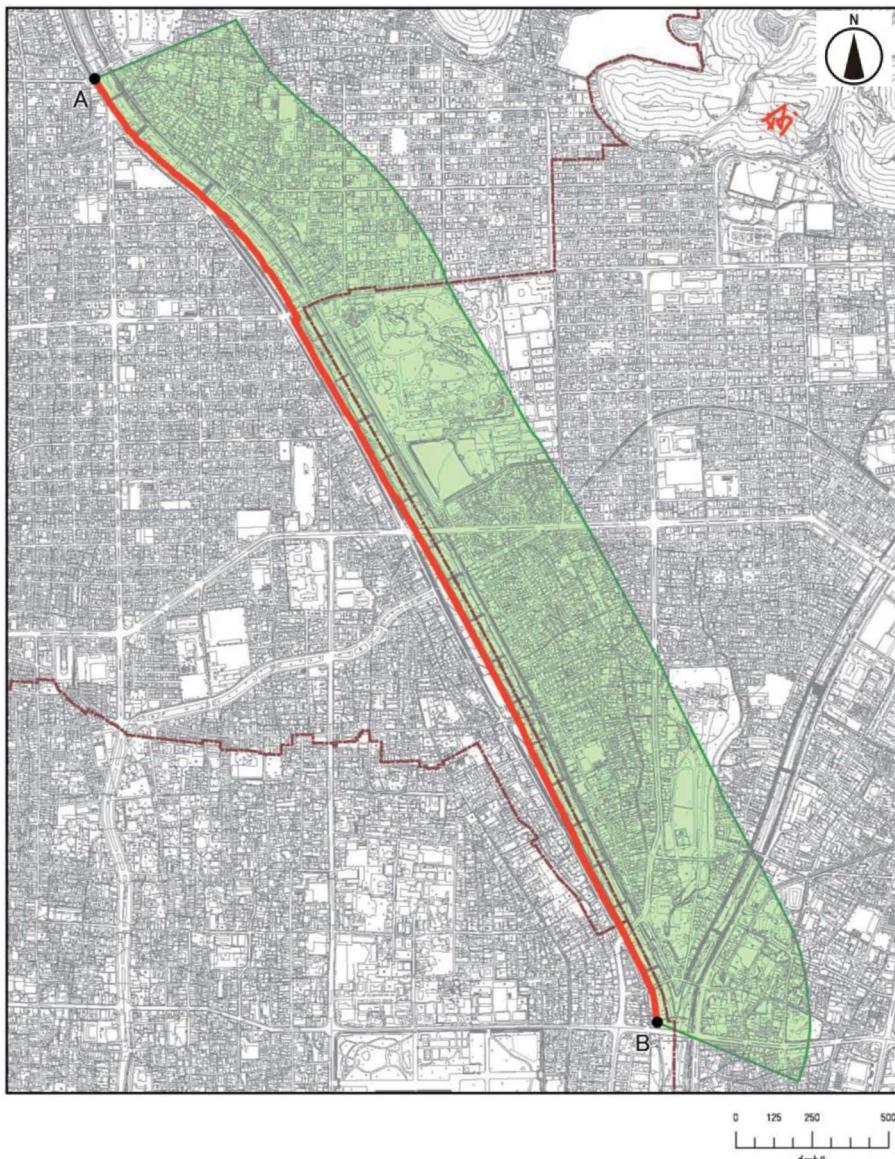


## (36) 賀茂川右岸からの東山



### ●保全区域の範囲

凡例	区域の種別	区域の範囲
—	視点場	「御薙橋」付近の点Aから「賀茂大橋」付近の点Bまでの賀茂川右岸の河川敷
■	近景デザイン保全区域	視点場上の任意の点から真東を向いて左右へそれぞれ22.5度の方向に引いた直線で挟まれた、視点場からの水平距離が500m以内の範囲

### ●近景デザイン保全区域の基準

- 1 建築物等は、賀茂川の水辺越しに見える東山の山並みとその間に見通される空間により一體的に構成される良好な景観を阻害してはならない。
- 2 建築物等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

形態・意匠	屋根	<ul style="list-style-type: none"> <li>勾配屋根とすること。</li> <li>賀茂川に面する場合(道路等の空地を介して面する場合を含む。)においては、日本瓦又は銅板で葺かれていること。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>塔屋を設けないこと。</li> <li>建築物等の各部は、東山の山並みの良好な眺めを阻害しないものとすること。</li> </ul>
色彩		<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、賀茂川沿岸の樹木等及び東山の山並みとの調和に配慮したものとすること。</li> </ul>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>良好な山並みへの眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。</li> </ul>

